

復興公営住宅の家賃軽減について

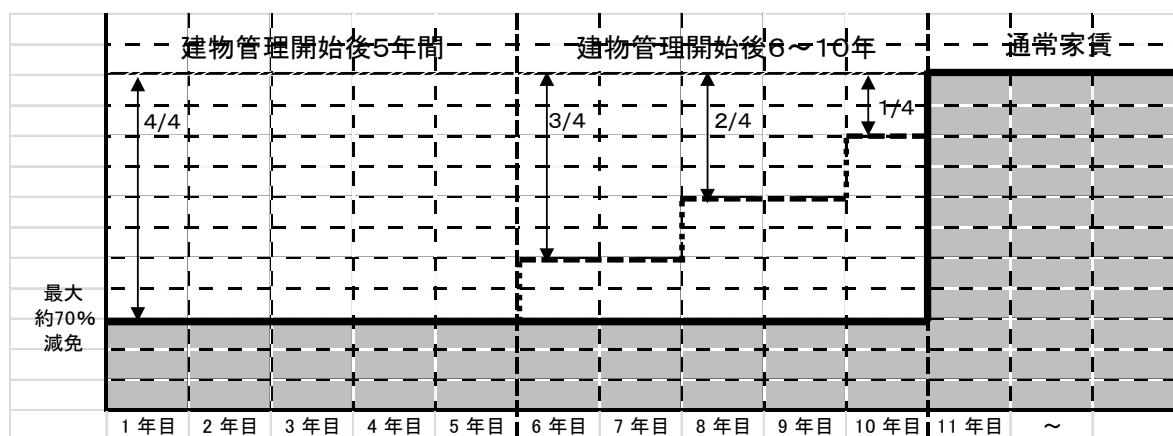
1. 概要

復興公営住宅の家賃について、所得月額8万円以下の世帯に対して国の「東日本大震災特別家賃低減事業」により建物管理開始後5年間家賃が据え置かれ、6～10年目に段階的に家賃負担軽減が縮小され、11年目に通常家賃になることについて、入居者の実情等を踏まえ、本市独自に支援措置を講じるもの。

2. 本市独自の支援措置の内容

- (1) 建物管理開始後6～10年目の家賃が、入居者の所得の程度に応じ、国の「東日本大震災特別家賃低減事業」に基づく建物管理開始後5年目までの復興減免と同等の水準となるよう、入居者の申請に基づき家賃を減免する。
- (2) 建物管理開始後11年目以降については、復興公営住宅に限った減免は行わず、引き続き家賃負担の軽減が必要と認められる入居者については、一般の市営住宅と同様の減免制度を適用する。

なお、市営住宅の家賃減免制度への一本化を見据え、現行の市営住宅の家賃減免制度について必要な検証・見直しを行う。



（「建物管理開始後6～10年」の太点線は、国の「東日本大震災特別家賃低減事業」による段階的な家賃上昇を示す。太実線は本市独自の支援措置による家賃水準を示す。なお、約70%減免は所得月額0円の入居世帯の場合である。）

【参考】

入居者の主な状況

(1) 復興公営住宅全入居世帯のうち復興減免世帯の割合

平成 29 年 12 月現在の復興公営住宅入居世帯 (3,090 世帯) のうち、復興減免世帯は 1,966 世帯 (63.62%) であり、平成 28 年 10 月時点の 2,374 世帯 (77.6%) と比べると、着実に減少しているものの、依然として高い割合となっている。

(2) 復興減免世帯の状況

復興減免世帯 (1,966 世帯) のうち、所得月額 0 円の「特 1 区分」世帯が、全入居世帯の 41.04% (1,268 世帯) を占めている。また、「特 1 区分」世帯の内訳をみると、高齢者世帯が 568 世帯 (「特 1 区分」世帯の 44.79%)、障害者の方がいる世帯が 282 世帯 (同 22.24%)、子育て世帯が 44 世帯 (同 3.47%) などとなっている。

減免区分	特 1 区分 (約 70% 減免)	その他の 区分	復興減免世帯 計	復興減免世帯 以外の世帯	合計
所得月額	0 円	1 円～80,000 円			
世帯数	1,268 世帯	698 世帯	1,966 世帯	1,124 世帯	3,090 世帯
(割合)	41.04%	22.59%	63.62%	36.38%	100.00%
	高齢者世帯	障害者世帯	子育て世帯	その他	計
	568 世帯	282 世帯	44 世帯	374 世帯	1,268 世帯
	44.79%	22.24%	3.47%	29.50%	100.00%

3. 今後の予定

平成 30 年 3 月	「仙台市復興のための市営住宅管理等実施要綱」の改正 平成 30 年度対象の北六番丁復興公営住宅入居者に個別説明
平成 30 年 4 月	復興公営住宅入居世帯へ説明文の送付により周知
平成 30 年 6 月	復興公営住宅各団地への説明会及び個別相談会の開催予定